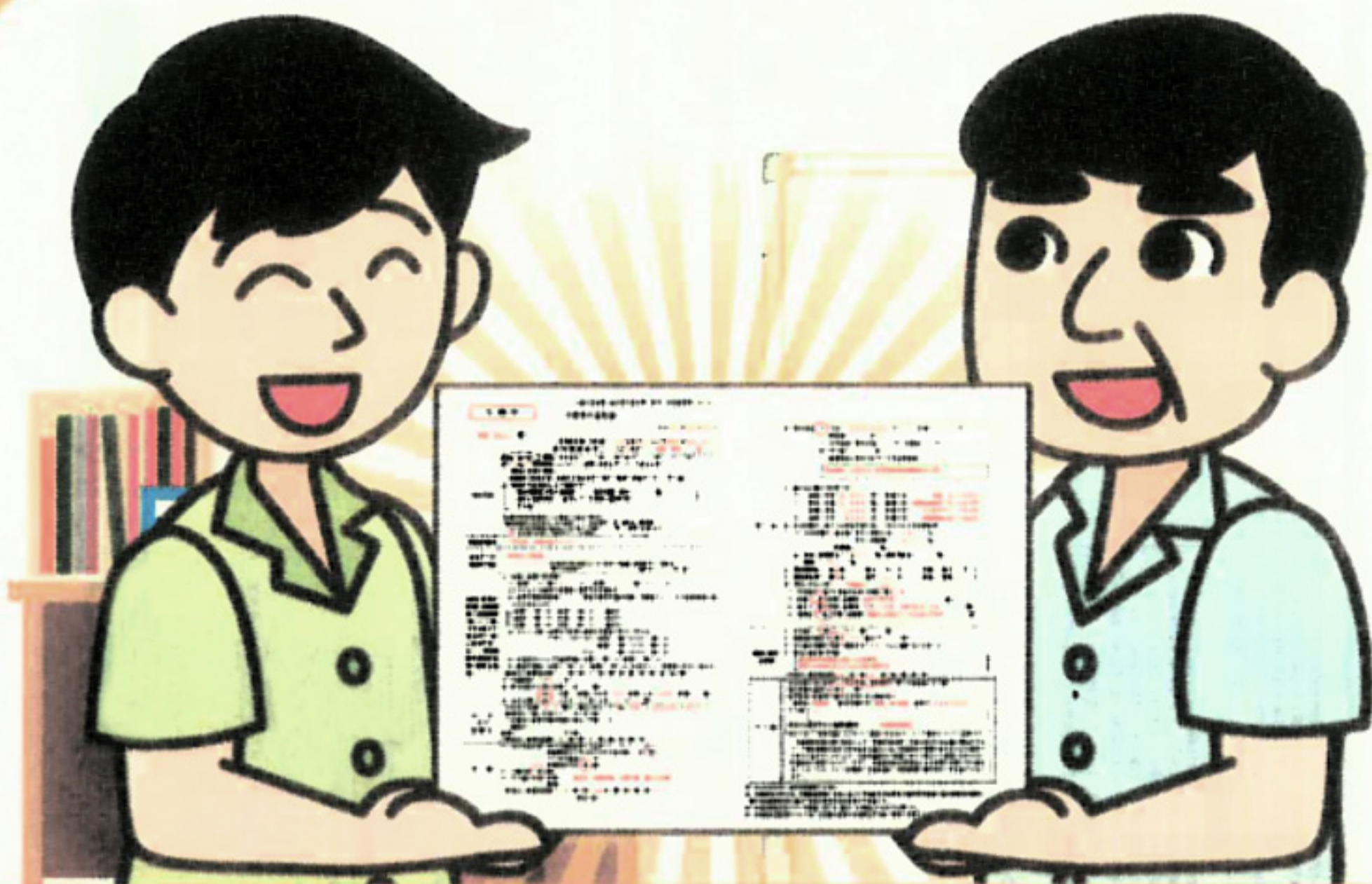


交付していますか？

もらっていますか？

労働条件通知書



良好な職場環境の第一歩は**労働条件の明示**から

労働者を採用するときは、**労働条件通知書**を交付しましょう。

事業場に採用されたら、交付された**労働条件通知書**を**確認**しましょう。

事業主は、労働者を雇い入れる際に、**「労働条件を明示した書面」**を交付しなければなりません。(労働基準法第15条)